

おきのえらぶ島観光協会公式キャラクター しまらっきょくんの利用に関する規定

(目的)

第1条

この規定は、しまらっきょくんイラストや写真等を使用する際に必要な事項を定め、もって沖永良部島のPR、島内特産品の販路拡大や産業振興等に寄与することを目的とする。

(イラスト等及び写真等の利用に関する権利)

第2条

イラスト等の利用に関する権利は、一般社団法人おきのえらぶ島観光協会（以下当協会と呼ぶ）に属する。写真等の利用については、使用者本人がキャラクターを撮影したものによる場合でも、広告宣伝に使用する場合や商用利用を行う場合には許可承諾を要するものとする。ただし、個人利用や町発行物、学校教育関係者の発行物など、前条に規定する目的の実現に効果があると認められる場合は、この限りでない。

(イラスト等及び写真等の利用許諾)

第3条

イラストや画像等を利用しようとする者は、あらかじめ当協会の利用許諾を受けなければならない。

(利用申請)

第4条

イラストや画像等データを使用する場合や、データを参考に使用者本人が作成したイラストを使用して著作物等を制作する場合には、当協会にて申請書を記入するか、ホームページ記載の利用申請フォームに必要事項を記入し、提出しなければならない。

(利用許可の手続き)

第5条

当協会は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認める場合は、使用を許可するものとする。登録申請者が許可を受けたことにより得た権利は、譲渡、転貸又は承継することができない。

(事業者登録の制限)

第6条

当協会は、前条の規定にかかわらず、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当する者の場合は、その登録を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条(同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者
- (5) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (6) 沖永良部島の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

第7条

当協会は、前条の規定にかかわらず、利用許諾申請者のイラスト等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 沖永良部島の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人・団体・法人・又は商品等を支援若しくは推薦、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用の場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
- (7) イラスト等の利用によって誤認や混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) 「しまらっきょくん」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) その他、当協会がイラスト等の利用が適当でないと認める場合

(利用者の遵守事項)

第8条

利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イラスト等の利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) イラスト等の利用にあたっては、利用許諾を受けた内容に限ること。

- (3) 利用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) 利用許諾を受けた者は、完成した著作物に「おきのえらぶ（じま／島）」「沖永良部（島）」「しまらっきょくん」「おきのえらぶ（じま／島）のしまらっきょくん」「沖永良部（島）のしまらっきょくん」いずれかの表記を行うこと。
- (5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
- (6) おきのえらぶ島観光協会事務局に完成品写真又はサンプルを提出・提示すること。
- (7) その他各種の法令を遵守すること。

(利用料)

第9条 イラスト等の利用料については、無料とする。

(事業者登録又は利用許諾の取消し等)

第10条

当協会は、利用許諾を受けた者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができる。また、利用許可の取消しを受けた場合に生じた損害について、当協会は一切の責任を負わない。

- (1) 利用者が提出したの内容に虚偽のあることが判明した場合
- (2) 第6条および第7条の各号のいずれかに該当すると認められる場合
- (3) その他、利用許諾の継続が不相当であると認められた場合

(利用の非独占性等)

第11条

この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラスト等を利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について当協会及び沖永良部島が推奨を行うものではない。

(賠償責任等)

第12条

当協会は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、当協会及び沖永良部島に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

(情報の公開)

第13条

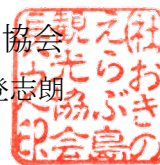
当協会は、イラスト等の適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消し状況について情報を公開することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年10月1日から適用する。
- 2 当協会は、この規程の適用の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一般社団法人 おきのえらぶ島観光協会
会長 前 登志朗



〒891 - 9202

鹿児島県大島郡知名町屋者 1029 - 3 エラブココ内

TEL 0997-84-3540 FAX 0997-84-3966

MAIL kanko@okinoerabujima.info